

消費税の増税に反対する関西連絡会<2026年度連続学習会>

「税理士さんに聞いてみよう！消費税ってどんな税金？」

Ⅲ. 消費税は福祉のため？

2026年6月10日

清家税理士事務所

税理士 清家 裕

Ⅲ. 消費税は福祉のため？—輸出補助金、大企業・高額所得者の減税財源—

(1) 「社会保障・福祉のため」は消費税導入・増税の口実

①税制改革法（1988年12月）「国民福祉の充実等に必要な歳入構造の安定化に資するため、消費に広く薄く負担を求める消費税を創設する。」

②国の一般会計予算総則に加筆（1999年以降）「消費税収（国分）は基礎年金、高齢者医療、介護の「高齢者3経費」に充てることとしています。」

（谷口智明「[1分解説]消費税の使い道とは？」より）

③消費税法第1条2項に加筆（2012年8月）「消費税の収入については、（中略）制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。」

④国民負担が増大する消費税導入後の社会保障の変化（図表①）

(2) 消費税は特定財源ではなく一般財源（図表②）

(3) 「直間比率の是正」の名の下に消費税導入・増税

①法人税・所得税＝直接税、消費税＝エセ間接税

②法人税（大企業）・所得税（高額所得者）の異常な減税（図表③④⑤）

③減税財源は消費税の増税に次ぐ増税（図表⑥⑦）



消費税導入後の社会保障の変化

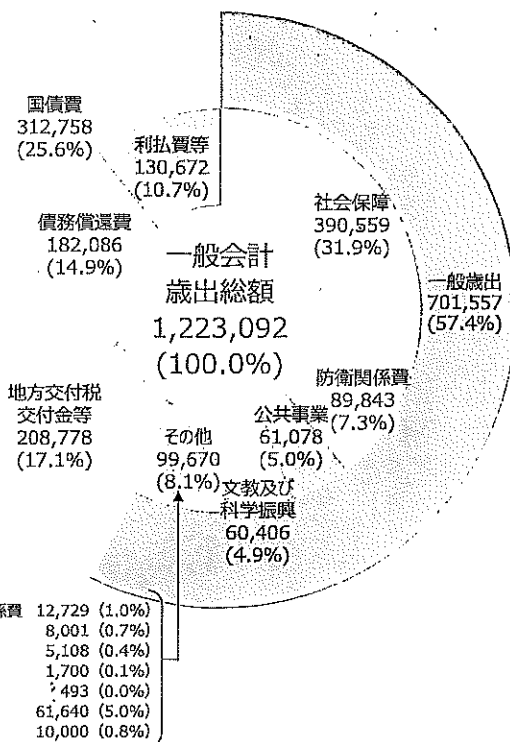
項目	消費税導入以前 (1988年度)	現在 (2024年度)
消費税率	なし	10% (軽減8%)
世帯の所得中央値	453万円	405万円*
法人税率	42%	23.2%
大企業の内部留保 (資本金10億円以上)	143兆円	539.3兆円 (*2023年度)
会社員本人の窓口負担	1割	3割
高齢者の窓口負担 (外采)	定額 (800円)	1割、2割(年収200万以上) 3割 (現役並み)
国民健康保険料 (1人の平均)	56,372円	94,381円 (*2023年度)
国民年金保険料 (月額)	7,700円	17,510円
会員の厚生年金保険料率	11.75%	18.30%
厚生年金の支給開始年齢	60歳	65歳
介護保険料 (65歳以上)	制度なし	6225円 (全国平均)
介護サービス利用料自己負担	制度なし	3割負担 (2~3割負担の対象拡大を検討中)
介護サービス内容	制度なし	要介護1、2の保険外し、ケアプラン有料化
公立・公営保育所の数	13,657カ所	6,866カ所
国立大学の4年間の学費	138万円	242万5,200円

(全国商工団体連合会「自主計算パンフ 2026」より)

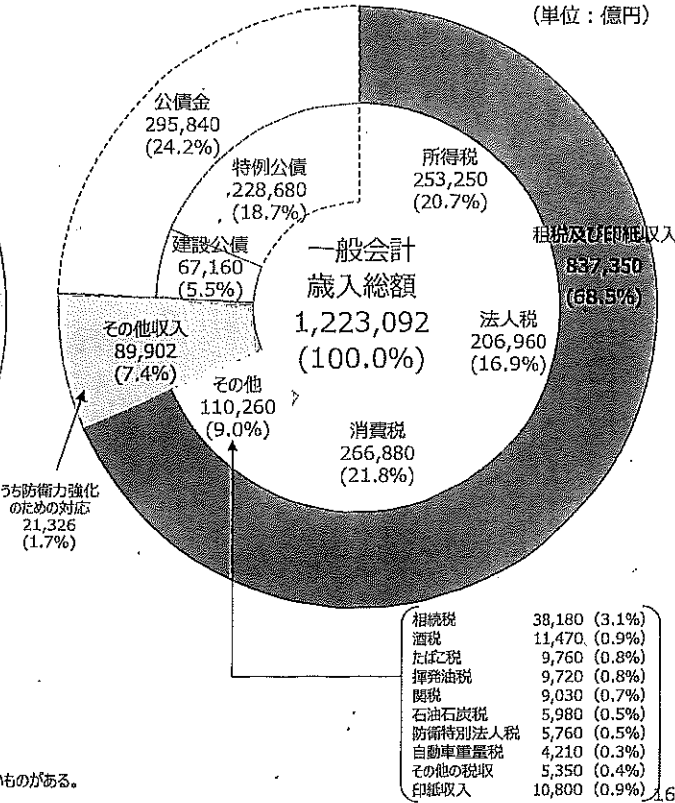
2

令和8年度一般会計予算 歳出・歳入の構成

一般会計歳出



一般会計歳入



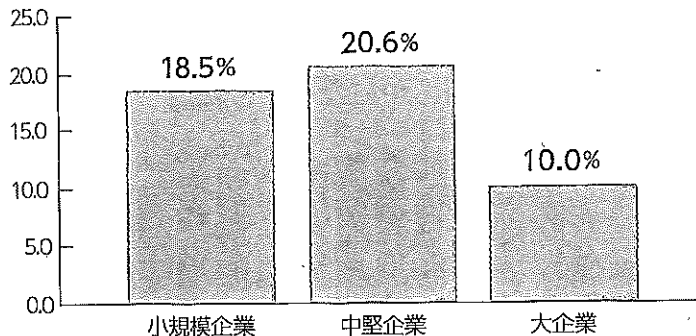
(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

③ 大企業・大資本家にはトーンダウン減税

法人税の推移 所得税と住民税の最高税率の推移

年	法人税の推移	年	所得税と住民税の最高税率の推移	年	所得税と住民税の最高税率の推移
1984年	43.3%	1984年	70% (8,000万円超)	18%	
87年	42.0%	87年	60% (5,000万円超)	18%	
89年	40.0%	88年	同上	16%	
90年	37.5%	89年	50% (2,000万円超)	15%	
98年	34.5%	95年	50% (3,000万円超)	15%	
99年	30.0%	99年	37% (1,800万円超)	13%	
2012年	25.5%	2007年	40% (1,800万円超)	10%	
2015年	24.9%	2015年	45% (4,000万円超)	10%	
2016年	23.4%	2016年	同上	10%	
2018年	23.2%	2018年	同上	10%	

④ 企業規模別法人税負担率

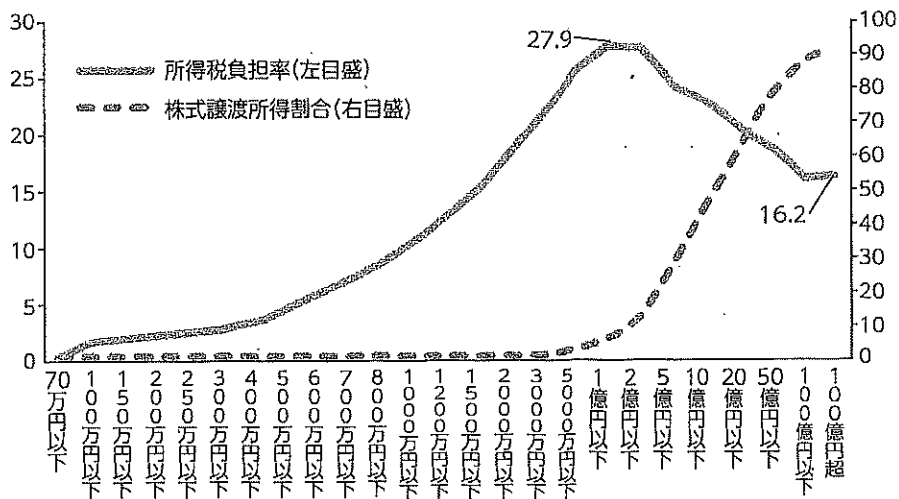


国税庁「会社標本調査(2023年度分)」などにより作成。
 小規模企業は資本金1億円以下+中小通算法人、中堅企業は資本金1~10億円、
 大企業は10億円超+大通算法人 [赤旗] 2025年7月17日付より

(全国商工団体連合会「自主計算パンフ 2026」より)

(消費税をなくす全国の会パンフレット 2022年4月より)

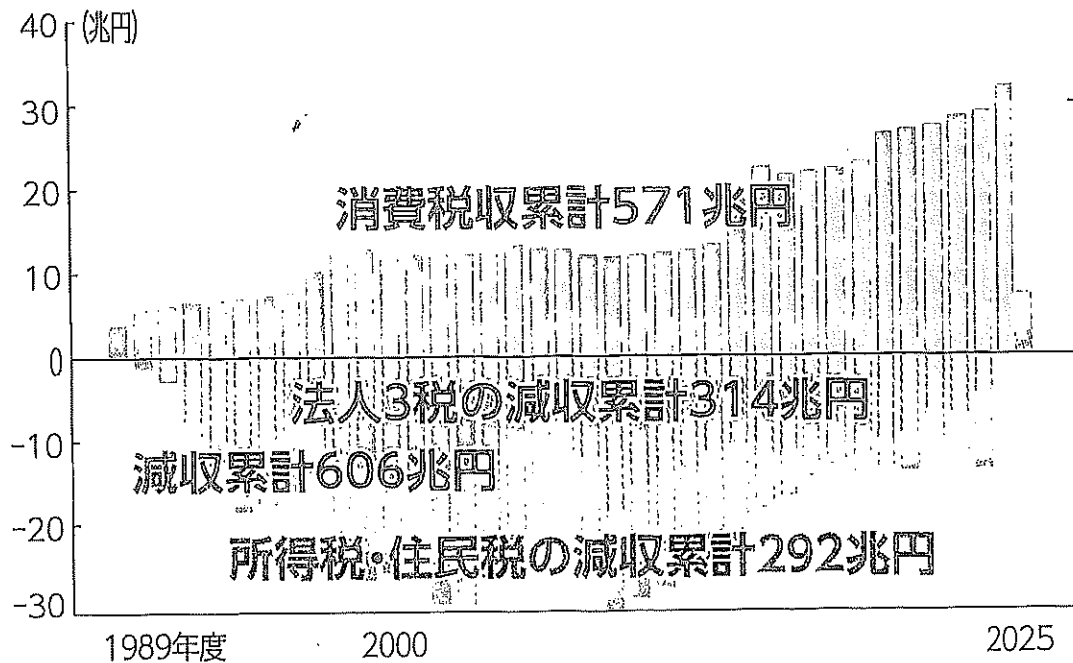
⑤ 所得階級別の所得税負担率(2019年分)



国税庁「申告所得税の実態」(2021年2月26日発表)により作成、単位:%

(消費税をなくす全国の会パンフレット 2022年4月より)

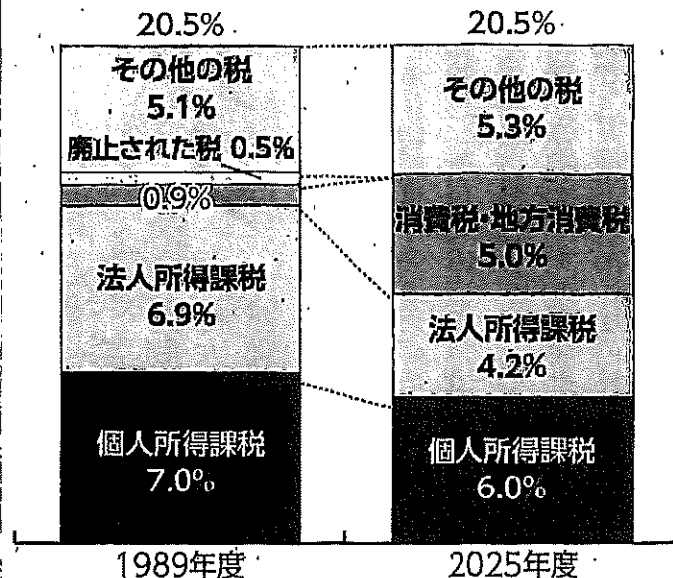
⑥ 消費税、法人3税、所得税・住民税の推移



法人3税(法人税、法人住民税、法人事業税)は89年度に対する減収額、所得税・住民税は91年度に対する減収額、23年度までは決算額、24年度は国税は補正後、地方税は予算額、25年度は国・地方とも当初予算見込み額より計算

〔赤旗〕2025年6月7日付より

⑦ 消費税導入当時と現在との税収/GDP比の変化



(注) 国税・地方税の合計額の名目GDP比、単位:%。1989年度は実績、2025年度は予算見込。個人所得課税は「所得税+個人住民税」、復興特別所得税は「その他の税」に分類している。「廃止された税」は、有価証券取引税、特別地方消費税(料飲税)、自動車取得税など。
 国税庁資料から

(しんぶん赤旗 2025.6.7 「衆院予算委日本共産党田村委員長質問用パネル」)